

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「でその内容が発送を要するものは、製版印刷等により浄書する」を「の浄書は、主務課において行う」に改める。

第三十条第二項中「令達文書等」を「令達文書」に改める。

第三十一条中「、第三十六条第二項ただし書中「第三十二条第二項」とあるのは「埼玉県教育局等文書管理規程第三十条第二項」とを削る。

第三十一条の二に次のただし書を加える。

ただし、起案文書以外の文書等の完結に係る事務は、文書公開情報確認者以外の方が処理することができる。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。